

## 食品品質表示制度等食品の安全確保を求める件

本年はじめの雪印食品から最近の日本ハムに至る我が国有数の食品企業による食品表示偽装事件が、連鎖的に発生しています。これらの表示偽装事件の続発は、食品表示に対する国民の信頼を大きく失わせるとともに、食品そのものの安全性と品質に対する消費者の不信感を増大させています。

現在、食品の表示と監視は、食品衛生法、JAS法、景表法等の複数の法律によってなされていますが、そのチェック体制が不十分なため、こうした偽装表示の横行を許してきました。また消費者・事業者双方にとって分かりにくい制度となっています。

食品は国民の生命と健康の維持に不可欠なだけに、その安全性の確保は最優先課題であります。政府においては、これまでの生産者優先になりがちな行政を深刻に反省し、国民優先・消費者優先の食品安全行政を確立する必要があります。その中の一環としての食品表示は消費者が食品を選択する唯一の手段であることから、このような偽装表示が今後二度と行われないう、国として抜本策を講ずるべきであります。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項を早期に確立することにより、食品の安全性確保と信頼できる食品表示制度の確立を図るよう、強く要望します。

### 記

- 1 食品の安全性確保に関する包括法として「食品安全基本法（仮称）」を早期に制定し、食品の安全性強化と信頼できる表示制度の確立等を図ること。
- 2 内閣府設置予定の「食品安全委員会」においては、国民・消費者の代表を必ず参加させるとともに、各省庁の連携と必要な予算の確保を図ること。
- 3 食品衛生法に基づく残留基準が未設定の農薬・食品添加物等について早急に残留基準値を設置するとともに、消費者を含めた監視体制の強化を図ること。
- 4 健康被害の原因となる輸入食品や禁止農薬等を使用した輸入食品の水際でのチェック体制を強化するとともに、輸出国に対し是正措置を求めること。
- 5 原産地表示の徹底や偽装表示に対する罰則の強化を図り、品質保持期限と賞味期限の表示等の国民に分かりにくい表示等の是正を行うとともに、食品のトレーサビリティ（原材料や生産、輸入などの履歴の追跡）を実現し、食品に関する情報公開の一層の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年10月7日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣 様

仙台市議会議長 村上隆志